

国民健康保険にご加入の皆様へ

問合せ 町民課 国民健康保険担当
内線252・257

高齢受給者証、限度額適用認定証および限度額適用・標準負担額減額認定証の有効期限は**7月31日(木)**です。

70歳から74歳までの 国民健康保険加入者の方へ

高齢受給者証を更新します！ **申請不要**

新しい高齢受給者証を、7月中に普通郵便で郵送します。お手元に届きましたら、記載内容をご確認ください。現在お持ちの受給者証は、期限を過ぎましたら、ご自分で破棄をお願いします。

《令和元年度国民健康保険税納税通知書について》

納税通知書を世帯主あて（世帯主が加入していない世帯も含む）に送付します。お手元に届きましたら、記載内容をお確かめください。

限度額適用認定証および 限度額適用・標準負担額減額認定証をお使いの方へ

上記認定証が有効期限を迎えます！ **要申請**

8月1日以降も引き続き必要な方は、改めて申請が必要です。8月1日から有効の申請手続きは、原則、8月1日(木)からの受付となります。

発行対象者

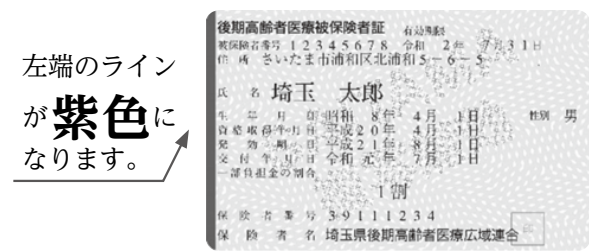
- ①国民健康保険税に未納がない世帯の方
 - ②16歳以上の国保加入者(国保未加入の世帯主も含む)が全員所得の申告をしている世帯の方
- ※所得がない方や、親族の扶養になっている方も申告は必要です。

後期高齢者医療制度にご加入の皆様へ

問合せ 町民課 後期高齢者医療担当
内線259・456

■保険証が新しくなります

現在、ご利用いただいている保険証がまもなく有効期限を迎えるため、**新しい保険証を7月中旬頃に簡易書留で郵送します**。届きましたら、住所・氏名・生年月日等をお確かめください（新しい保険証は、届いたその日からご利用いただけます）。古い保険証は窓口にご返却いただくか、ご自分で裁断して破棄してください。



■限度額適用・標準負担額減額認定証および限度額適用認定証を交付します

世帯全員が非課税の方は、「限度額適用・標準負担額減額認定証」の交付申請ができます。この認定証を医療機関へ提示すると、同じ月で同じ医療機関での支払いが自己負担限度額までとなり、入院時の食事療養費が減額されます。

現役並みの所得区分（保険証が3割）の方でも、所得によっては限度額適用認定証の交付申請ができます。詳細については、7月中旬頃に郵送します保険証の同封物「令和元年度版 後期高齢者医療制度のてびき」等をご確認ください。

前年度に交付を受けていた方で、今年度も各認定証の要件に該当される方は、新しい認定証を7月中に郵送します。

■令和元年度保険料決定通知書を郵送します

7月中旬頃に郵送しますので、ご確認ください。

◆保険料の納付方法

①特別徴収（年金天引き）

対象 年金受給額が年額18万円以上の方で、介護保険料と後期高齢者医療保険料の合計額が年金受給額の2分の1未満の方

※昭和19年4月3日以降にお生まれの方は、令和2年4月以降に特別徴収が開始。

②普通徴収（口座振替または納付書での現金払い）

対象 ①の対象でない方、年度の途中で杉戸町に転入された方など

※後期高齢者医療保険料は国民健康保険税とは異なります。今まで国民健康保険税を口座振替していた方も、新規で後期高齢者医療保険料の口座振替のお申込みが必要です。

※役場への申請により、特別徴収から普通徴収の口座振替に変更することもできます。

◆保険料の減免

火災や震災など、特別な事情により保険料の納付が困難と認められる方は、申請により保険料が減免される場合があります。詳しくはお問い合わせください。

◆保険料を滞納した場合

保険料を滞納した方には、有効期限の短い保険証を交付する場合がありますので、必ず納期限内のご納付をお願いします。

令和元年度 介護保険料のお知らせ

問合せ 高齢介護課 介護保険担当 内線315・316

介護保険制度は、介護を必要とする状態になったとき、また、できるかぎり介護状態にならないように、高齢者の介護や介護予防を社会全体で支えていく仕組みです。健康保険と同じく、「いざ」というときに個人の負担が少なくてすむように、40歳以上の方が保険料を負担する公的な「社会保障制度」のひとつです。

■40歳以上の方が加入します

介護保険制度は、40歳以上のすべての人が納める介護保険料と公費で、50％ずつの負担により運営されます。

■介護保険料の算定と徴収

40歳から64歳の方の介護保険料は、その方が加入する健康保険組合等が算定し、医療保険料と合わせて徴収します。65歳以上の方の介護保険料は町が算定し、徴収します。

■介護サービスの費用の負担は？

要介護認定者が介護サービスを利用する場合は、原則として利用するサービス費用の1割から3割の自己負担でサービスを利用することができます。

■65歳以上の方の介護保険料

杉戸町高齢者保健福祉計画・第7期介護保険事業計画（3年ごとに見直し）に基づいて、平成30年度から令和3年3月末までの3か年に必要とされる介護保険事業に要する費用を算出します。算出された介護サービスなどの費用総額をもとに、介護保険料の必要総額を計算し、所得段階ごとの負担割合に応じた個人の保険料が設定されます。

令和元年10月から消費税率が10％に引き上げられる予定です。それに伴い、公費によって、第1号被保険者（65歳以上）で住民税非課税世帯（保険料所得段階第1～3段階）の方の介護保険料が軽減され、減額改定となりました。

■所得段階の決め方（下表参照）

介護保険料の段階は、前年中の収入や世帯の住民税課税状況によって決まります。

令和元年度分は、平成30年中の収入や所得等に基づき、第1段階から第11段階までのうち、いずれかの所得段階に確定します。詳細は、7月に送付する「令和元年度介護保険料の決定通知書」をご確認ください。

■介護保険料の納付方法

介護保険料は納付方法が選択できず、原則として年金から天引き（特別徴収）になります。ただし、年度の途中で65歳になった方や、他市町から転入された方などは一時的に納付書払い（普通徴収）となります。普通徴収の方は、口座振替をおすすめします。

介護保険料の納め忘れに注意！

介護保険料を納めないと、延滞金の加算や、介護サービス利用の際の自己負担額が3割または4割に引き上げられるなどの措置がとられます。



▼令和元年度の介護保険料

所得段階	対象となる方		介護保険料 (年額)
第1	・生活保護受給者の方 ・老齢福祉年金受給者で、世帯全員が住民税非課税の方 ・世帯全員が住民税非課税で、前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方		19,200円
第2	世帯全員が住民税非課税で、前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が	80万円を超え120万円以下の方	29,500円
第3		120万円を超える方	37,100円
第4	世帯の誰かに住民税が課税されているが、本人は住民税非課税で、前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が	80万円以下の方	46,100円
第5 (基準額)		80万円を超える方	51,200円
第6	本人が住民税課税で前年の合計所得金額が	120万円未満の方	61,400円
第7		120万円以上200万円未満の方	66,500円
第8		200万円以上300万円未満の方	76,800円
第9		300万円以上400万円未満の方	87,000円
第10		400万円以上600万円未満の方	92,100円
第11		600万円以上の方	97,200円

～納期限内の納付にご協力をお願いします～